

## 安来高等学校魅力化コンソーシアム規約

### (名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「安来高等学校魅力化コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)とする。

### (目的)

第2条 コンソーシアムは、安来高等学校が教育目標に掲げる「きびしく自らを律し、目標と信念を高く持ち、美しく豊かに生きる、時代の青年の育成」を目指し、グランドデザインに描く教育を実現するため、自治体、地元企業、教育機関等の地域の多様な関係者と生徒、教職員、保護者、中の海会(同窓会)等の安来高等学校関係者とが協働体制を構築し、主体的・創造的な対話を行うことにより、地域を学びの場とし、地域に開かれ、地域に必要とされる魅力ある安来高等学校の教育環境を創造することを目的とする。

### (事業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 社会に開かれた教育課程の実現に資する事項
- (2) その他、前条の目的を達成するための必要な事項

### (組織)

第4条 コンソーシアムは、別表1に掲げる団体等により構成される。

- 2 コンソーシアムには、役員会とテーマ部会をおく。
- 3 コンソーシアムには、連絡調整を行う事務局をおく。
- 4 コンソーシアムと別に、学校運営協議会をおく。

### (役員会)

第5条 役員は、構成団体等が原則1名を推挙し、校長が委嘱する。

- 2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 コンソーシアムの役員会に次の役職をおく。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 4 会長及び副会長は役員の間選によりこれを定める。

### (会長、副会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、コンソーシアムを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(役員会の運営)

第7条 役員会は、会長が校長と協議の上、招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 役員会は原則年3回開催する。

3 役員会の議長は会長をもって充てる。

4 役員会は、役員半数以上の出席がなければ開くことができない。

5 役員は自己の利害に関係する議事に参与することができない。

6 役員会の議事は、出席役員過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会の承認等)

第8条 会長は、第3条に掲げる事業について、役員会の承認を得るものとする。

2 役員会は、各テーマ部会での活動や決定事項について助言する。

(テーマ部会)

第9条 テーマ部会はコンソーシアムの協働活動の場とする。

2 各テーマ部会において、部会長をおく。

3 各テーマ部会の事業方針は、役員会において決定し、校長と協議の上実施する。

4 テーマ部会を新たに立ち上げる場合は、役員会で決定する。

(事務局)

第10条 安来高等学校に事務局をおき、コンソーシアムに関する事務を処理する。

(規約の変更等)

第11条 この規約は、役員会の承認を得なければ変更することはできない。

2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、役員会を経て会長が定める。

別表 1 (第 4 条関係)

所属・職	
1	安来市
2	安来市教育委員会
3	安来市立小学校長会
4	安来市立中学校長会
5	安来商工会議所
6	安来市商工会
7	国立大学法人島根大学
8	公立大学法人島根県立大学
9	安来高等学校
10	安来高等学校 PTA
11	安来高等学校中の海会
12	安来高等学校生徒会
13	安来青年会議所

附 則

この規約は、令和 4 年 2 月 1 7 日より施行する。

この規約は、令和 5 年 6 月 2 0 日より施行する。

この規約は、令和 6 年 6 月 1 3 日より施行する。